

平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の
見直しの方針について(中間報告)
－政策評価・独立行政法人評価委員会における検討状況－

平成18年4月
総務省行政評価局

【背景・取組状況】

- 平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直しに当たっては、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において、平成18年夏を目途に、政府としての基本的な考え方を取りまとめるとともに、それを踏まえ、政策評価・独立行政法人評価委員会(政独委)としての見直しの方針を取りまとめることとされている。
- これを受け、政独委の独立行政法人評価分科会では、本年2月に横断的な政策金融ワーキング・グループを設置するとともに、府省別の5つのワーキング・グループを開催し、精力的な審議を実施。
〔2月以降、ワーキング・グループを延べ20回以上開催するとともに、分科会において4回にわたり見直し対象法人を所管する全府省からヒアリングを実施。〕
- 政府としての基本的な考え方の検討に資するため、今月下旬に行政減量・効率化有識者会議に検討状況を中間報告。

- 独立行政法人が行う事務・事業一般の見直し (本文 P. 1～10)
- 独立行政法人が行う融資等業務の見直し (本文 P. 11～17)

【検討の概要】

1 基本的な見直しの考え方

18年度における独立行政法人の抜本的な見直しに当たっては、業務運営の効率性、自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、(i)業務の廃止・縮小・重点化、(ii)経費の縮減・業務運営の効率化、(iii)自己収入の増加といった視点を基本とするとともに、(iv)ディスクロージャーの充実を図るべき。

2 共通的な見直しの視点

上記1を踏まえた見直しに当たっては、「業務実施コスト」(行政サービス実施コスト)(国民の負担に帰せられるコスト)の削減のための取組等が重要。

(1)業務の廃止・縮小・重点化

独法の業務について、達成すべき国の政策そのものの必要性が失われているものやニーズ・効果が乏しいものはないか、コストが著しく大きい

業務について、収支改善の見込みはあるか等の視点から、業務の廃止・縮小・重点化を検討。

(2) 経費の縮減・業務運営の効率化

業務縮小部門はもとより、間接部門についても事務処理の効率化等による合理化の余地はないか、出先機関等について整理合理化できるものはないか、随意契約を限定し一般競争入札の拡大ができないか等の視点から、経費の縮減・業務運営の効率化を検討。

(3) 自己収入の増加

国の歳出への依存を低下させるため、受益と負担の関係を適正化すべきものはないか、土地・建物等の資産について有効活用や売却の余地がないか等の視点から、法人の自己収入の増加を検討。

(4) 情報提供(ディスクロージャー)の充実

上記の取組の実効を確保する等の観点から、セグメント情報の充実など法人の財務内容等の一層の透明性を確保。

3 類型ごとの主な見直しの視点

特殊法人等からの移行独法は様々な業務を実施しているため、個別具体の業務の性質や実態に即した検討が基本。

(1) 融資等業務

政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえ、別紙の考え方により見直しを検討。

(2) その他の業務

上記(1)以外の業務のうち、①教育・訓練・研修業務、②施設の設置・運営業務、③助成業務、④調査・研究開発業務については、政独委による議論のこれまでの成果をいかし、類型ごとの視点を踏まえた検討を実施。

融資等業務の見直し

1 基本的な見直しの考え方

独法が行う融資等業務については、規模の縮減を図り効率的な資金配分等を実現するため、政策金融改革の趣旨を踏まえた見直しを実施。ただし、独法が行う融資等業務には、①特定の関係者の中で融資等が行われるもの、②公益性があり民間と基本的に競合しないもの、③それ以外のものがあり、③に該当するものでも他の政策手段と一体的に実施されるものなど様々であることも踏まえ、以下のような視点から個別に検討。

2 共通的な見直しの視点

(1) 国として行う政策の必要性

国の政策の重点との関係、業務の実績の推移、民間金融機関による業務実施の可能性などを精査し、当該業務そのものを引き続き実施する必要があるか検討。

(2) 政策目的達成のための金融的手法の必要性

政策目的達成手段として現行の金融的手法が適当か検討。

(3) 当該独立行政法人で行う必要性

類似の融資等業務を実施している機関との役割分担や当該法人の他の業務との関連を明確化し、当該業務を当該法人で実施する必要性や当該法人の業務範囲の見直しについて検討。特に、民間との競合の可能性のあるものについては、業務実施の効率化や重複排除の観点から、融資等業務を専門に行う機関との関係の在り方について検討。

3 融資等業務の類型ごとの見直しの視点

(1) 出資業務

出資という手法の妥当性について検討するとともに、政策目的との関連性、運営状況の適切性、出資からのリターンの実現可能性等も踏まえ、見直しを検討。

(2) 直接融資業務

直接融資から部分債務保証・間接融資等への切替えの可能性等を検討。

(3) 債務保証等業務

保証割合等の引下げ、保証料等の適正化を検討するとともに、審査の厳格化や回収率の向上など業務収支の改善に資する見直しを検討。

(4) 利子補給業務

利子補給の対象及び要件の妥当性等を点検し、見直しを検討。

4 業務運営の見直し

業務ごとの財務情報の開示の徹底、業務コストの低減化と実施体制の見直し、外部委託の積極的推進等を検討。